

は し が き

窃盗は、例年、刑法犯の認知件数の大半を占めており、国民が最も被害に遭いやすく、身近に不安を感じる犯罪の一つであり、出所受刑者の再入率も、覚せい剤取締法違反と並んで高く、再犯を繰り返す傾向のある犯罪類型でもある。また、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では、対象者の特性に応じた指導・支援の強化が重点施策の一つとされているところ、同総合対策が対象者として掲げている「少年・若年者」、「高齢者」及び「女性」といった各類型のすべてにおいて、窃盗は最も高い割合を占めている。

このように、窃盗は、質・量の両面において、刑事政策上の中心的な課題となる犯罪類型の一つであるが、その手口は様々であり、動機や背景事情も多種多様であるため、効果的な再犯防止対策を検討するためには、窃盗事犯者の実態について、より詳細に分析し、再犯に関連する要因を把握する必要がある。そこで、本研究においては、各種の公的データに基づいて、窃盗事犯の動向や窃盗事犯者の特性等をマクロ的に分析するとともに、刑事確定記録等を用いた特別調査を実施し、その手口に応じた窃盗事犯者の実態や再犯状況を詳細に分析することとした。

本研究の成果の一部は、前科のない万引き事犯者を中心として、平成26年版犯罪白書の特集「窃盗事犯者と再犯」において紹介したが、本報告においては、その後に実施した特別調査の結果を踏まえて、前科を有する者も含め、侵入窃盗や車両関連盗、万引きを中心とする窃盗事犯者の実態や再犯状況について、統計的手法を用いて詳細に分析した。また、公的データに基づく窃盗事犯の動向等についても、より多角的な観点から検討した上で、窃盗事犯の増減の背景事情についても考察し、再犯防止対策を検討するに当たって、詳細な基礎資料を提供することを試みた。

本報告が、再犯防止対策の更なる充実・強化を検討する上で、幅広く活用していただければ幸いである。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた関係諸機関の各位に、心より謝意を表す次第である。

平成29年3月

法務総合研究所長 佐久間達哉

要 旨 紹 介

本報告では、各種公的統計に基づき、窃盗事犯の動向と窃盗事犯者の処遇の状況を明らかにしたほか（第1編）、法務総合研究所の特別調査に基づき、窃盗事犯者の実態と再犯状況を分析した上（第2編）、これらの結果を踏まえて、窃盗事犯の増減の背景事情を考察するとともに、窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題を検討している（第3編）。

第1編 窃盗事犯の動向と処遇の状況

（1）窃盗事犯の動向

窃盗の認知件数は、例年、刑法犯の認知件数の7割超を占めているところ、平成14年（戦後最多の約238万件）をピークに減少し続けており、26年以降は、戦後最少を更新している。手口別の認知件数では、侵入窃盗を始めとする大半の手口で大きく減少しているが、万引きの認知件数は、16年以降、おおむね横ばいで推移した後、22年から毎年減少しているものの、27年は4年と比べると、なお約1.8倍である。

窃盗の検挙人員も、平成17年から減少傾向にあるが、高年齢化が進んでいる。11年までは少年が過半数を占めていたが、その割合は大きく低下するとともに、高齢者の割合が上昇し、25年以降は、高齢者が最も高い割合を占めている。特に、万引きの検挙人員においては、高年齢化が顕著である。

また、窃盗の検挙人員は、年金等生活者を除く無職者が約3割を占めており、特に、侵入窃盗や自動車盗、車上ねらい、ひったくり、すりの検挙人員は、他の手口と比べると、無職者の割合が高い。他方、万引きの検挙人員は、高齢者の検挙人員の増加に伴い、年金等生活者の割合が上昇している。

（2）窃盗事犯者の処遇

万引きの検挙人員は、他の手口と比べて、微罪処分率が最も高く、平成11年からは4割台で推移している。

窃盗の起訴猶予率は、女性では、窃盗罪に罰金刑が導入された後に大きく低下したのに対し、男性では大きな変化は認められない。また、窃盗の起訴人員は、高齢者が大幅に増加しており、その傾向は女性高齢者において顕著である。

窃盗の入所受刑者は、無職者が大半を占めており、入所度数が多くなるにつれて、無職者の割合や住居不定の者の割合が高くなっている。窃盗の2年以内再入率は、緩やかな低下傾向にあるものの、依然として、他の罪名と比べて最も高く、5年以内再入率も、覚せい剤取締法違反の次に高い水準で推移している。また、窃盗の再入率は、入所度数が高くなるにつれて、高い水準となっている。

窃盗の保護観察対象者について見ると、若年者は、他の年齢層と比べても、無職者の取消・再処分率が顕著に高く、年齢層が高くなるにつれて、無職者か有職者かによる差は小さくなっている。

第2編 窃盗事犯者の実態と再犯状況（特別調査）

（1）調査の概要

平成23年6月中に、全国の裁判所において、窃盗罪により有罪裁判（略式命令を含む。）が確定した2,421人を対象とし、裁判書等の資料に基づき、調査対象者の属性や調査対象事件の内容等について調査した上で、罰金処分者のほか侵入窃盗事犯者や車両関連盗事犯者（自動車盗又は車上ねらいを主たる犯行とする者に限る。）、万引き事犯者について、刑事確定記録等を用いた調査を実施し、より詳細な実態を明らかにするとともに、約2年間における再犯状況を分析した。

（2）調査対象者全体の概要

調査対象者のうち、男性は1,930人（79.7%）、女性は491人（20.3%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、次いで、男性では、若年者と30歳代の割合が高いのに対し、女性では、高齢者の割合が高く、50歳以上の年齢層が過半数を占めた。

手口別構成比では、男女共に、万引きの割合が最も高く、男性では、万引きが5割近くを占めており、次いで、侵入窃盗、車上ねらい、自動車盗の順であり、これらの手口で約7割を占めているのに対し、女性では、万引きが9割近くを占めていた。

（3）罰金処分者

罰金処分者は766人であり、そのうち、男性は485人（63.3%）、女性は281人（36.7%）であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男性は、女性

と比べて、若年者の割合が高いのに対し、女性は、男性と比べて、高齢者の割合が高く、50歳以上の年齢層が6割近くを占めていた。

手口別構成比では、万引きが8割を超えており、男女共に、万引きの割合が最も高いが、男性では万引き以外の手口も2割を占めていた。

罰金処分者の約6割が前科のない者であるが、窃盗前歴のある者が約8割を占めており、窃盗の微罪処分歴がある者も6割を超えていた。

(4) 侵入窃盗事犯者

侵入窃盗事犯者は302人であり、そのうち、男性は294人(97.4%)、女性は8人(2.6%)であった。犯行時の年齢層別構成比では、若年者の割合が最も高く、次いで、30歳代の順であり、40歳未満の年齢層が約6割を占めていた。

侵入窃盗事犯者は、約6割が婚姻歴のない者であり、大半は住居のある者であるが、住居不定の者も2割を超えていた。また、無職者が6割を超えており、無職者のうち、勤労意欲のない者が約6割を占めていた。

侵入窃盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が22.0%、窃盗再犯率が19.7%であり、前科のある者の方が、再犯率や窃盗再犯率が高かった。

(5) 車両関連盗事犯者

車両関連盗事犯者は163人であり、そのうち、男性は158人(96.9%)、女性は5人(3.1%)であった。犯行時の年齢層別構成比では、30歳代の割合が最も高く、次いで、50～64歳、若年者の順であった。

車両関連盗事犯者は、婚姻歴のない者が5割近くを占めており、住居不定の者も3割を超えていた。また、無職者が約6割を占めており、無職者のうち、勤労意欲のない者が過半数を占めていた。

車両関連盗事犯者のうち、執行猶予者は、約2年間の再犯率が23.1%、窃盗再犯率が18.5%であり、犯行の背景事情として「無為徒食・怠け癖」に該当した者は、窃盗再犯率が高かった。

(6) 万引き事犯者

万引き事犯者は1,385人であり、そのうち、男性は944人(68.2%)、女性は441人(31.8%)であった。犯行時の年齢層別構成比では、男女共に、50～64歳の割合が最も高いが、男性は、

女性と比べて、若年者の割合が高いのに対し、女性は、男性と比べて、高齢者の割合が高く、50歳以上の年齢層が6割近くを占めていた。

万引き事犯者は、男性では、婚姻歴のない者の割合が高く、女性では、婚姻継続中の者の割合が高いが、年齢層が高くなるにつれて、配偶者と死別した者の割合も高くなっていった。また、万引き事犯者は、男女共に、無職者の割合が最も高いが、30歳以上の女性では「主婦・家事従事」の割合が3割を超えており、無職者の無職の理由についても、男性では、就職難や勤労意欲のない者の割合が高いのに対し、女性では、年金等の受給により就労の必要がない者や精神疾患を理由とする者の割合が高かった。

約2年間の再犯率について見ると、万引き事犯者のうち、罰金処分者は、「生活困窮」に該当する者の窃盗再犯率が高く、「家族と疎遠・身寄りなし」や「住居不安定」に該当する者の再犯率も高かった。また、男性の罰金処分者では、「習慣飲酒・アルコール依存」に該当する者の窃盗再犯率が高かった。他方、女性の罰金処分者は、高齢者では、「近親者の病気・死去」に該当する者の窃盗再犯率が極めて高く、39歳以下では「ストレス発散」や「摂食障害」といった要素の存在が、中高年層では「家族等と同居の自宅が帰住予定先」等といった要素の存在が、それぞれ窃盗再犯に影響を及ぼす要因として示されており、女性の場合、むしろ家族関係や対人関係等に問題があることの方が多いたことが示唆された。

第3編 まとめ

(1) 窃盗事犯の増減の背景事情

犯罪情勢の悪化・好転には様々な事情が複合的に影響しており、窃盗事犯の増減要因を一概に論ずることは困難であり、窃盗事犯の増減には我が国における人口の少子高齢化や雇用情勢の変化も影響していると思われる。もっとも、リーマンショックに象徴される世界的な金融不安に伴って、我が国の完全失業率が一時的に上昇した時期においても、窃盗の認知件数が一貫して減少していることなどからすれば、窃盗を含む犯罪抑止に向けた各種施策や取組の推進も、窃盗事犯の減少の一因になっているものと考えられる。

(2) 窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題

窃盗事犯者の再犯防止のためには、刑事処分の早い段階における処遇等が重要である。特に万引き事犯者については、初入者であっても、既に何度も窃盗を繰り返して複数回にわたり刑事処分を受けている者が多く、犯罪傾向が相当進んでおり、犯罪傾向が進んでいない早い段階

において、より適切な指導や支援を行っていく必要がある。また、窃盗事犯者の中においても、「経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者」や「社会的に孤立している者」、「心身に問題を抱えている者」、「若年者」、「高齢者」、「女性」などといったように、対象者によっても問題性は様々であり、個々の対象者の特性に応じた指導や支援が必要であり、今後は、矯正等の各施設で実施されている窃盗事犯者に対する再犯防止指導の内容等を精査し、より精度の高い効果的なプログラム等の処遇手法を開発することが望まれる。また、多種多様な窃盗事犯者に対して、きめ細かな支援や対策を実施するためには、関係諸機関における一層の連携強化も必要となる。

研究部長 石 井 隆

窃盗事犯者に関する研究

総括研究官	富田寛
研究官	上岡靖之
研究官補	只野智弘
研究官補	吉永浩幸
研究官	牟田和弘
研究官	竹下賀子
北海道地方更生保護委員会統括審査官 (前研究官)	岡田和也
法務省保護局総務課補佐官 (前研究官)	守谷哲毅
千葉少年鑑別所専門官 (前研究官)	井上陽子

目 次

要旨紹介	i
第1編 窃盗事犯の動向と処遇の状況	1
第1章 窃盗事犯の動向	2
第1節 認知件数・検挙件数・検挙率	2
1 総数	2
2 手口別	4
第2節 検挙人員	11
1 総数	11
2 属性別	12
3 職業別構成比の推移	16
4 手口別	18
5 再犯者	32
第2章 窃盗事犯者の処遇	36
第1節 検挙後の措置（微罪処分）	36
第2節 検察	38
1 検察庁新規受理人員	38
2 起訴猶予人員・起訴猶予率	38
3 起訴人員・起訴率	42
第3節 裁判	46
1 通常第一審の終局処理人員	46
2 科刑状況	46
第4節 矯正	47
1 窃盗の入所受刑者	47
2 窃盗の初入者と再入者	53
3 出所受刑者の再入率	64
第5節 更生保護	69
1 窃盗の仮釈放者	69
2 窃盗の保護観察付執行猶予者	79

第2編 窃盗事犯者の実態と再犯状況（特別調査）	87
第1章 調査の概要	88
1 調査の目的	88
2 調査対象者の選定	88
3 調査の方法	89
4 統計的分析の方法	89
第2章 調査対象者全体の概要	91
第1節 調査対象者の実態	91
1 調査対象者の属性	91
2 調査対象事件の内容	93
3 前科の有無・内容	103
第2節 調査対象事件の裁判結果	108
1 認定罪名	108
2 処断刑	108
3 執行猶予者	113
4 懲役刑の実刑に処せられた者	118
第3章 罰金処分者	123
第1節 概要	123
1 罰金処分者の属性	123
2 調査対象事件の内容	124
3 科刑状況	127
第2節 罰金処分者の生活環境	127
1 婚姻状況	127
2 居住状況	128
3 就労状況	129
4 経済状況	131
5 精神疾患の既往歴	132
第3節 罰金処分者の前科・前歴関係	132
1 前科の有無・内容	132
2 前歴の有無・内容	136

第4章 侵入窃盗事犯者	140
第1節 侵入窃盗事犯者の実態	140
1 属性	140
2 犯行時の生活環境	141
3 調査対象事件の内容	149
4 前科・前歴関係	160
第2節 調査対象事件の裁判結果	166
1 認定罪名	166
2 処断刑	166
3 執行猶予者	169
4 懲役刑の実刑に処せられた者	170
第3節 侵入窃盗事犯者の再犯状況	172
1 総数	172
2 執行猶予者の再犯状況	172
第5章 車両関連盗事犯者	175
第1節 車両関連盗事犯者の実態	175
1 属性	175
2 犯行時の生活環境	176
3 調査対象事件の内容	183
4 前科・前歴関係	187
第2節 調査対象事件の裁判結果	191
1 認定罪名	191
2 処断刑	191
3 執行猶予者	192
4 懲役刑の実刑に処せられた者	193
第3節 車両関連盗事犯者の再犯状況	195
1 総数	195
2 執行猶予者の再犯状況	195
第6章 万引き事犯者	198
第1節 万引き事犯者の実態	198

1	属性	198
2	犯行時の生活環境	200
3	調査対象事件の内容	215
4	前科・前歴関係	226
第2節	調査対象事件の裁判結果	233
1	認定罪名	233
2	処断刑	233
3	罰金処分者	235
4	執行猶予者	237
5	懲役刑の実刑に処せられた者	238
第3節	万引き事犯者の再犯状況	240
1	概要	240
2	万引きの罰金処分者の再犯状況	240
3	執行猶予者の再犯状況	256
4	窃盗再犯の関連要因についての多角的分析	264
第3編	まとめ	275
第1章	窃盗事犯の増減の背景事情	276
1	人口の少子高齢化	277
2	雇用情勢の変化	278
3	各種の犯罪対策	280
第2章	窃盗事犯者の再犯防止に向けた課題	287
第1節	刑事処分の早い段階における処遇等の重要性	287
第2節	対象者の特性を踏まえた指導・支援の重要性	288
1	経済状況等が不良で生活困窮に陥っている者（生活困窮型）	288
2	社会的に孤立している者（社会的孤立型）	289
3	心身に問題を抱えている者	290
4	若年者	291
5	高齢者	292
6	女性	294

第3節	窃盗事犯者に対するプログラム等の処遇手法の開発の必要性……………	296
第4節	関係機関間の連携強化……………	297
第5節	今後の研究課題……………	298

凡例